

パートナーシップ宣誓制度利用の手引き



宇多津町

目次

1	宇多津町パートナーシップ宣誓制度とは	P1
2	宣言をすることができる方	P2
3	宣誓から宣誓証明書等交付までの流れ	P3
4	宣誓時にご用意いただくもの	P4
5	パートナーシップ宣誓証明書等の再交付・返還等について	P5
6	Q&A	P6

1 宇多津町パートナーシップ宣誓制度とは

宇多津町では、「宇多津町人権擁護に関する条例」や「宇多津町民憲章」の基本理念に基づき、性の違いに関わらず、町民一人ひとりの個性や多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを進めています。

この理念に基づき性的少数者の方のパートナー関係を尊重するため、令和4年4月1日より宇多津町パートナーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、戸籍上の性別にとらわれずに、お互いを人生のパートナーとして協力し合い、支え合うことを約束した、お二人から宣誓書の提出を受けて、所定の要件を満たしていると認められた場合に、パートナーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ宣誓証明カードを交付する制度です。

この証明書等は、提示等により法律上の権利・義務を付与する効果を生じさせるものではありませんが、この制度を通して、町民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできるまちを目指してまいります。

【お問合せ先】

宇多津町 住民生活課

住 所 宇多津町1881番地

電 話 0877-49-8002 FAX 0877-49-8026

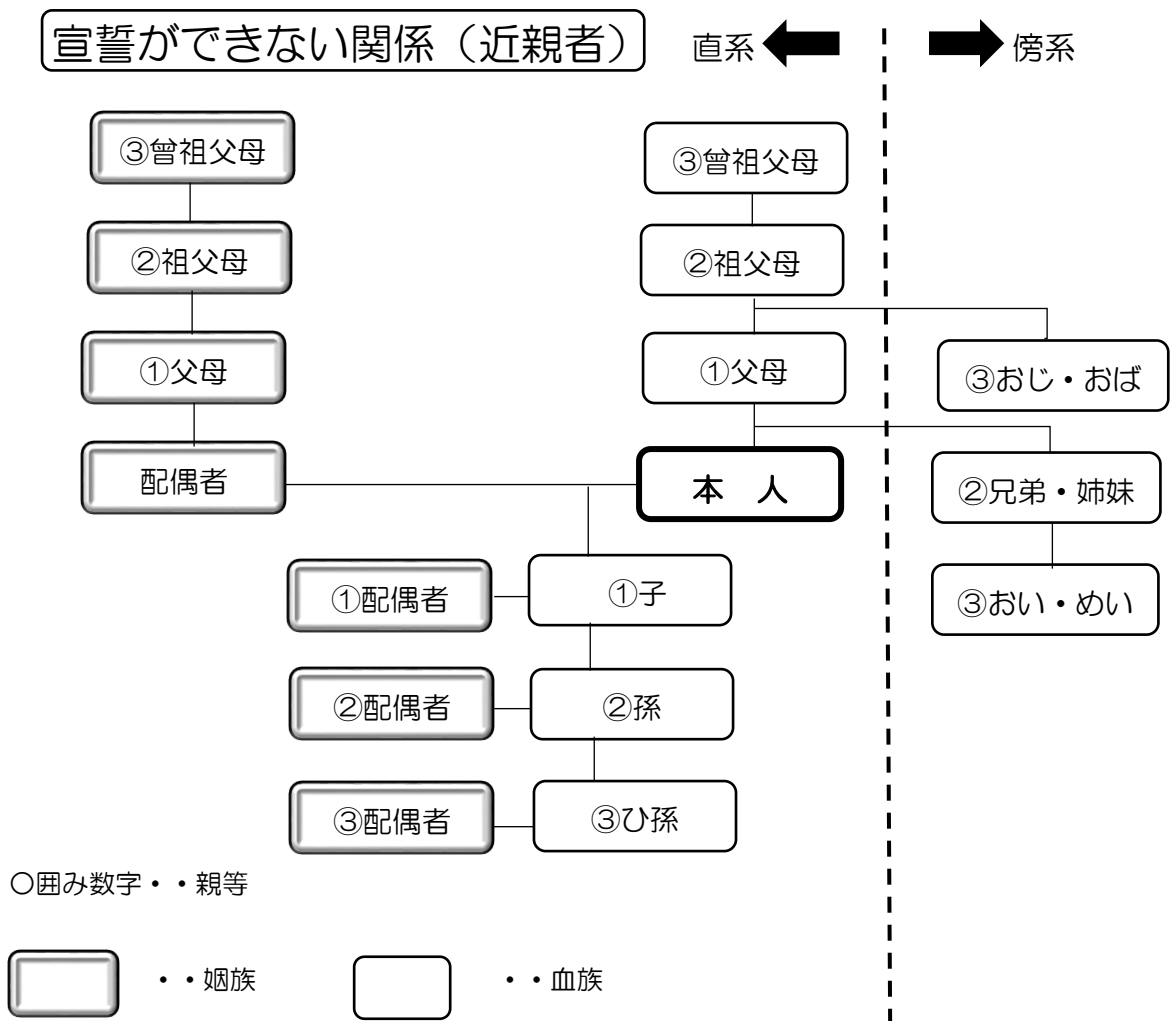
メ ー ル jyumin@town.utazu.kagawa.jp

2 宣誓をすることができる方

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 1 民法で規定する成年に達していること
- 2 宇多津町に住所を有している、もしくは宇多津町へ転入を予定している
- 3 配偶者がいないこと
- 4 宣誓をする方以外とパートナーシップの関係にないこと
- 5 宣誓者同士の関係が近親者でないこと
 - ※直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと
 - ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます

*民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することはできません。



3 宣誓から宣誓証明書等交付までの流れ

1 要件・宣誓書類の確認

- ・対象者の要件と宣誓に必要な書類をご確認ください。
(2・4ページを参照)

2 電話またはメールで宣誓日の予約・日程を調整

- ・宣誓手続きの届出日時の事前予約を行ってください。なお、宣誓希望日の7日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までに予約してください。
- ・予約時に以下のことをお伝えください。

- ① 氏名
- ② 連絡先(電話番号)
- ③ 住所
- ④ 宣誓希望日(第1希望～第3希望まで)
- ⑤ 宣誓時の個室希望の有無

【予約先】 宇多津町住民生活課

電話 0877-49-8002

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

メール jyumin@town.utazu.kagawa.jp

- ・担当課から日程調整のご連絡をいたします。

3 パートナーシップ宣誓書の提出

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。
『パートナーシップ宣誓書』にご記入いただきます。

4 内容確認・審査

- ・提出書類について、対象となる要件や必要書類の確認を行います。

5 パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付

- ・要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ宣誓証明カードを交付します。
- ・基本的には即日交付いたしますが、交付までに1時間程度かかります。

4 宣誓時にご用意いただくもの

パートナーシップの宣誓をするには、パートナーシップ宣誓書のほかに、以下の書類をご準備いただく必要があります。

必要書類

- 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - ・宣誓日以前、3か月以内に発行されたもの
- 2 戸籍抄本又は独身証明書
 - ・宣誓日以前、3か月以内に発行されたもの
- 3 転入予定の証明書
 - ・転入予定の方は、宇多津町に転入する予定が記載された転出証明書をご持参ください。
- 4 本人確認書類

1点提示（顔写真があるもの）	2点提示（顔写真がないもの）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・旅券（パスポート）・障害者手帳・在留カードまたは特別永住者証明書・その他、官公署が発行した証明書等	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・年金手帳・その他、官公署が発行したもので顔写真がないもの
*有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。	

■ 宣誓する一方又は双方が外国籍の方の場合

上記の必要書類2に代わるものとして、以下の2つの書類が必要です。

- ・ 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書
または独身証明書
 - ・ 証明書に係る日本語の翻訳文
- * 詳しくは、自国の在日本大使館にお問い合わせください。

5 通称名の使用が確認できる書類（通称名を使用する場合）

- ・宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるものの提示が必要です。

■ 通称名が記載されているものの例

- ・各種郵便物
- ・社員証
- ・学生証
- ・公共料金の請求書
- ・病院の診察券 など

5 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付・返還等について

パートナーシップ宣誓証明書・証明カードの再交付・返還等の申請をする場合には、以下の手続きが必要です。また、いずれの手続きにも本人確認ができる書類が必要です。

再交付・返還等の申請をする場合も事前に電話・メールにてご予約ください。

1 パートナーシップ宣誓証明書・パートナーシップ宣誓証明カードの再交付

- ・紛失や毀損等により再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓証明書・証明カード再交付申請書」により申請を行ってください。
(毀損等の場合は毀損・汚損した証明書等をご持参ください。)

2 パートナーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項等の変更

パートナーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項等に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓内容・記載事項変更届兼交付申請書」により申請を行ってください。「氏名又は通称名の変更の場合」は戸籍抄本または通称名を証明する郵便物等の添付が必要です。

- ・宣誓者に氏名又は通称名の変更があった場合又は通称名の記載を希望する場合
- ・宣誓者の一方又は双方が、町内に転入した、又は町内で転居したとき。
*住所変更は再交付の対象にはなりません。

3 パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの返還

以下に該当する場合は、証明書および証明カードを返還する必要があります。「パートナーシップ宣誓証明書及び証明カード返還届」により届出をしてください。

- ・パートナーシップが解消されたとき。
- ・一方又は双方が町外に転出したとき。(一方がやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。)
- ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

6 Q&A

Q1.パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

A1.婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、宇多津町のパートナーシップ宣誓制度は、町が独自に要綱により実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2.パートナーシップの宣誓は費用がかかりますか。

A2.パートナーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要添付書類である戸籍抄本等の交付手数料は自己負担になります。

Q3.宇多津町に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることができますか。

A3 現在、一方又は双方が町外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。なお、転入予定の方が宣誓する場合は、転入予定が確認できる書類を提出いただいたうえで、転入予定日を記載していただきます。宣誓後、転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

Q4 通称名は使用できますか。

A4.性別違和等の理由により、町長が認める場合は通称名を使用することができます。なお、その際には通称名を日常的に使用していることがわかる書類（郵便物や社員証等）の写しを提出してください。また、通称名を使用した場合は、交付する宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q5.代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A5.代理での宣誓はできません。必ず宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q6.パートナーシップ宣誓証明書は即日交付されますか。

A6 提出された書類に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付いたします。ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

Q7.パートナーシップ宣誓証明書を紛失したときは再交付できますか。

A7.宣誓証明書の紛失や毀損など、再交付を希望される場合には、申請に基づき宣誓証明書を再交付します。その場合も事前に電話又はメールでご相談ください。なお、住所変更は再交付の対象になりません。

Q8.パートナーシップを解消したいときはどうすればいいですか。

A8.返還届を提出するとともに、パートナーシップ宣誓証明書およびパートナーシップ宣誓証明カードを返却してください。

Q9.養子縁組をしていますか、宣誓できますか。

A9.養子縁組によって近親者となった場合は、届出できます。

Q10.なりすましや悪用はされませんか。

A10.宣誓の際には、戸籍抄本や本人確認書類の提出を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

Q11.パートナーシップ宣誓証明書や証明カードにはどのような効力や使い道がありますか。

A11.パートナーシップ宣誓証明書等に法的な効力はありませんが、パートナーシップ宣誓証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしています。

すでに、証明書を提示することで利用可能な民間サービスが存在していますが、それぞれ利用先で取り扱いが異なっている場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点は、宇多津町住民生活課までお気軽にお問合せください。

宇多津町 住民生活課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

TEL 0877-49-8002 FAX 0877-49-8026

受付時間 平日（土日祝日及び年末年始を除く）8：30～17：15

メール jyumin@town.utazu.kagawa.jp